

第4章

豊島区の教育をめぐる 懸案課題・重点課題

第4章 豊島区の教育をめぐる懸案課題・重点課題

1 新学習指導要領の完全実施に向けた円滑な移行措置の実施

平成18年12月、昭和22年以来教育の基本を律してきた教育基本法が改正された。改正では、知・徳・体のバランスのよい成長を培うことをはじめ、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度や、郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなど5項目が教育の目標として掲げられた。

教育基本法の改正を踏まえ、学校教育法も改正されるとともに、幼稚園教育要領及び小・中学校の学習指導要領も改訂され、平成20年3月に告示された。平成21年度からは小・中学校の新学習指導要領が移行の期間に入り、幼稚園教育要領は全面実施されている。小・中学校では、それぞれ平成23年度、平成24年度から全面実施される。

こうした新学習指導要領の全面実施に向けて、各教科の指導に必要な時数を確保するための規定の整備や、指導計画及び評価基準・規準の作成、教育課程編成資料の作成、教科書の採択、教材の整備など様々な準備作業を計画的かつ着実に進めていかなければならない。

<図表 22> 新学習指導要領への移行準備措置

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|---|---------------------------------------|---|--|-------------------|
| 幼稚園 | 趣旨の理解 移行措置 期間の準備 | 全面実施 | | | |
| 小学校 | | 先行実施 | | 全面実施 | |
| 中学校 | | 先行実施 | | | 全面実施 |
| 教科書 | | 補助教材配布 | 小学校採択 | 中学校採択 | |
| 移行措置における対応 | ・長期休業期間の見直し(小学校) ・教育課程編成資料作成委員会 ・英語カリキュラム検討 | ・教育課程編成資料作成①(基礎編) ・完全実施に向けた準備状況の検証 | ・教育課程編成資料作成②(小学校指導計画編) ・授業時数・日数確保検討(小学校) | ・教育課程編成資料作成③(中学校指導計画編) ・授業時数・日数確保検討(中学校) ・評価規準資料作成 | ・全面実施に係る教育課程の適正実施 |
| 教材整備 | | | | | |
| 教育ビジョン | | ・現行教育ビジョン見直し ・新教育ビジョン策定 | 新教育ビジョン実施 | | |

2 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

教育基本法の改正では、幼児期の教育の重要性を踏まえ、その振興等について、新たに規定が設けられた。

ところで、本区における不登校児童・生徒の出現率は、平成20年度は小学校0.14%、中学校3.05%であり、依然学校教育の大きな課題の一つになっている。また、小1プロブレム（※1）や中1ギャップ（※2）などと言われる学校不適応児童・生徒に対する指導の充実も大きな課題である。さらに、通級指導学級に在籍する児童・生徒の数も増加している。

こうした課題の背景には、幼児期からの発達段階を踏まえたスキルアップが不十分なため、児童・生徒に必要な能力が十分育成されていないとの指摘がなされており、幼児段階における人格形成の基礎を培う教育が何よりも重要であると認識されている。

そのため、幼児の教育に携る幼稚園、保育所のみならず、小・中学校や教育委員会も、こうした課題に対して共通認識をもって対応するとともに、子どもの育成に最も大きな役割をもつ家庭における教育の充実についても、十分な支援を行っていく必要がある。また、幼稚園、保育所と小学校との円滑な接続や、小学校から中学校への円滑な接続についても十分な配慮が必要となっている。

こうした視点から、幼児教育プログラムの開発・実践や新しい課題の解決など、区立幼稚園を足がかりに、区内における幼児教育全体の向上を推進していく。そのために、区立幼稚園のあり方そのものについても見直す必要性が生じている。

【幼児教育の充実に係る国の動き】

平成13年 3月 「幼児教育振興プログラム」策定（文部科学大臣決定）

平成18年10月 「就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供に関する法律」の制定
（「認定子ども園」制度の開始）

平成18年12月 教育基本法の全面改正（国・地方公共団体に幼児教育振興の努力義務規定）

平成19年 6月 学校教育法の改正（幼稚園を小学校前の教育施設として位置づける）

※1 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、教師の話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態。東京都においては、「小1問題」と標記している。

※2 中1ギャップ

小学生から中学生になり、学習や生活の変化になじめずに困っている生徒が増える現象。

3 学校改築計画の円滑・着実な推進

本区では、平成20年7月に、老朽化した小・中学校を計画的に改築するため、新築した小学校1校、中学校2校を除く28校（小学校22校、中学校6校）の改築計画を策定した。

計画は、10年スパンで3期にわたる30年間の計画である。前期計画については対象校も明確にした年次計画を策定しているが、中期計画、後期計画については対象校も含めて計画は具体化していない。

今後、中期・後期計画を早急に具体化し、財政的にも十分に準備していく必要がある。

<図表 23 > 豊島区立小・中学校改築計画（詳細は第6章に掲載）

| 計画 | 前期計画 | 中期計画 | 後期計画 |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 期間 | 平成20～29年度 (10年間) | 平成30～39年度 (10年間) | 平成40～49年度 (10年間) |
| 対象校数 | 7校（うち1校統合） | 10校 | 11校 |

4 教育環境の整備・充実

新学習指導要領は、新しい時代を生き抜くための「生きる力」を培うとともに、「確かな学力」のなお一層の定着を求めている。そうした児童・生徒の学習支援のための環境を整備するとともに、児童・生徒と向き合い、教えがい、生きがいを誇れる教員の教育活動支援が喫緊の課題となっている。

一方、読書習慣をはぐくみ、学習の拠点となる学校図書館の充実は何にも増して重要な課題である。国が定める全国的な図書標準に達していない学校の蔵書数を充実させるとともに、蔵書情報のデータベース化や、区立図書館とのネットワーク化による活用図書の拡大など早急な整備が望まれる。

また、児童・生徒の学習理解の促進や、校務事務処理の効率化を図るため、電子黒板や実物投影機の導入、学習用及び教務用パソコンや校内LANの整備など、ICT（※3）機器の整備を一層促進していく必要がある。こうしたICT機器の整備は、教員の指導方法を大胆に改善するツールとして、小規模化した学校においては特に有効であり、優先的に整備する必要がある。

また、地域や区内大学と連携して多様な人材を確保し、学習指導や学校運営に活用していくとともに、学校支援機能を強化・拡充するため教育センターの抜本的な見直しを進めていく必要がある。

※3 ICT（Information & Communication Technology の略）

コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。本区では、電子黒板機能付デジタルテレビや実物投影機、パーソナルコンピュータ等ICT機器の活用により、わかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成、校務処理の効率化による教職員の負担軽減等を目指している。

電子黒板機能付デジタルテレビにノートを投影し、自分の考えを発表する児童(下:豊島区立朝日小学校)



「バナナを乗せると秤の針が動く」
ICT機器を活用して授業を進める教師
(上:豊島区立高南小学校)

<図表 24 > 学校ICT環境整備の項目と目標

| 整備項目 | 平成20年度 | 整備目標 |
|-----------------------|--------------|------------|
| 教室のデジタルテレビ化率 | 0% | 100% |
| 教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数 | 4.6人/1台 | 3.6人/1台 |
| 校務用コンピュータの配備 | 各校3台 | 教員1人1台 |
| 校内LANの整備 | 小9校、中全校 | 小・中学校全校整備 |
| 電子黒板機能付デジタルテレビの配備 | 0台 | 全校整備 |
| ICT支援員の配置 | 月2日(小全校、中3校) | 週1日(小・中全校) |

5 豊島区独自の教育指導内容の研究・展開

教育基本法は、自然を大切にし、環境を保全し、伝統と文化を尊重し、郷土を愛し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを教育の目標と掲げている。

本区は、池袋副都心や毎日270万人以上が乗り換える巨大ターミナルを擁し、人口密度が日本一という高密都市である一方、地域の歴史や文化を尊重し、はぐくむまちでもある。

こうした特性を踏まえ、区の歴史や伝統を題材とする教材や副読本を作成するとともに、「学校の森植樹祭」を契機とする都市型の環境教育、区独自の体力向上プログラムの開発など、豊島区ならではの教育プログラムを研究・開発し、実践していくことも重要である。

また、区として新規採用教員の育成に積極的に取り組み、区の学習指導レベルの向上を図るとともに、教員の豊島区に対する愛着をはぐくんでいく必要がある。

さらに、健康教育についても本区の地域特性を生かした指導内容を確立し、区外施設を活用した健康教育については、従来から指摘されている竹岡健康学園のあり方にも一定の方向性を出す必要がある。